

# けやき

新宿社協は 6 月 27 日に一時移転します  
(詳しくは 4 面をご覧ください)



118 号

新宿社協だより 社会福祉法人  
平成23年6月1日発行 第118号 新宿区社会福祉協議会

## 東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます

平成 23 年 3 月 11 日、午後 2 時 46 分。1000 年に 1 回とも言われる大地震、「東日本大震災」が発生しました。多くの方が犠牲になられ甚大な被害にあわれました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

被災された方々は現在でも避難所やそれぞれのご自宅で、不便ながらも、近隣同士互いをたすけあいながら生活をされています。一人の力ではできないことも、皆でつながれば大きな力となります。そうした地域の結びつきなど、被災地の方々に数多くのことを学ばせていただいています。地域での「たすけあい」「ささえあい」。今こそ、この新宿でも見直してみませんか？

今こそ見直したい、地域の「たすけあい」「ささえあい」。  
新宿社協が推進している「お互いさまのご近所づくり」へのご支援をお願いします！

## 新宿社協会員・協力員大募集中！ ボランティア



その人らしい暮らしを支えます

暮らしのサポート事業



お変わりはないですか？

地域見守り協力員事業



子育てを応援します

ファミリーサポート事業

新宿社協では「暮らしのサポート事業」などさまざまな活動を通じ、地域の「たすけあい」「ささえあい」を推進しています。そしてこれらの事業を支えてくださっているのが、活動してくださる協力員の方々と、運営を支援してくださる会員の方々です。

新宿社協では「たすけあい」「ささえあい」を推進してくださる「協力員」「会員」を募集しています。今こそ地域の中で、自分たちのまち「新宿」をよりよいまちにするためにご参加いただけませんか？

### 暮らしのサポート事業とは

日常生活で支援を必要としている方々を地域の皆さまの力によってサポートします。年齢や障害の有無に関わらず、どなたでもご利用いただけます。

詳しくは新宿社協ホームページへ  
<http://www.shinjuku-shakyo.jp>  
【分野から探す】▶【暮らしのサポート】



### 募集中

#### ボランティアで「たすけあい」を支える協力員

「暮らしのサポート事業」「地域見守り協力員事業」を始め子育て支援の「ファミリーサポート事業」や数々のボランティア活動で、地域での「たすけあい」「ささえあい」活動に参加してくださる方を募集しています。

問合せ 地域活動支援課 03-5273-9191

### 募集中

#### 社協のすべての活動を支える新宿社協会員

地域での「たすけあい」「ささえあい」活動を行う社協へのご支援をお願いします。

普通会員／1口 500 円以上  
特別会員／1口 2,000 円以上  
団体会員／任意の額

問合せ 法人経営課 03-5273-2941

みんなでささえあいまち・新宿へ。  
一層のご支援・ご協力を！

### 地域の「たすけあい」「ささえあい」を考える

### 社協会員のつどい 参加者募集中

今回の震災を踏まえ、今地域に求められる「たすけあい」「ささえあい」はどうすべきか。また以前は当たり前にあった「おたがいさま」の関係を築きあげていくにはどうしたらいいか。新宿社協ではこうしたテーマについて「社協会員のつどい」の場で、会員と地域の皆さまとともに考えていきたいと思います。10 地区の出張所管内ごと開催を予定していますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

問合せ 法人経営課 03-5273-2941

| 回数    | 地区   | 日程           | 時間           | 場所                   |
|-------|------|--------------|--------------|----------------------|
| 第 1 回 | 戸塚   | 6 月 17 日 (金) | 午前 10 時～12 時 | 社協地下会議室              |
| 第 2 回 | 榎町   | 6 月 22 日 (水) | 午後 2 時～4 時   | 榎町地域センター 大会議室 AB     |
| 第 3 回 | 柏木   | 6 月 30 日 (木) | 午後 2 時～4 時   | 柏木地域センター 会議室 1AB     |
| 第 4 回 | 落合第一 | 7 月 6 日 (水)  | 午後 2 時～4 時   | 落合第一地域センター 第 1 集会室 A |
| 第 5 回 | 笹岡町  | 7 月 12 日 (火) | 午後 2 時～4 時   | 牛込笹岡地域センター バラ A・B    |
| 第 6 回 | 若松町  | 7 月 14 日 (木) | 午前 10 時～12 時 | 若松町地域センター 第 1 集会室    |

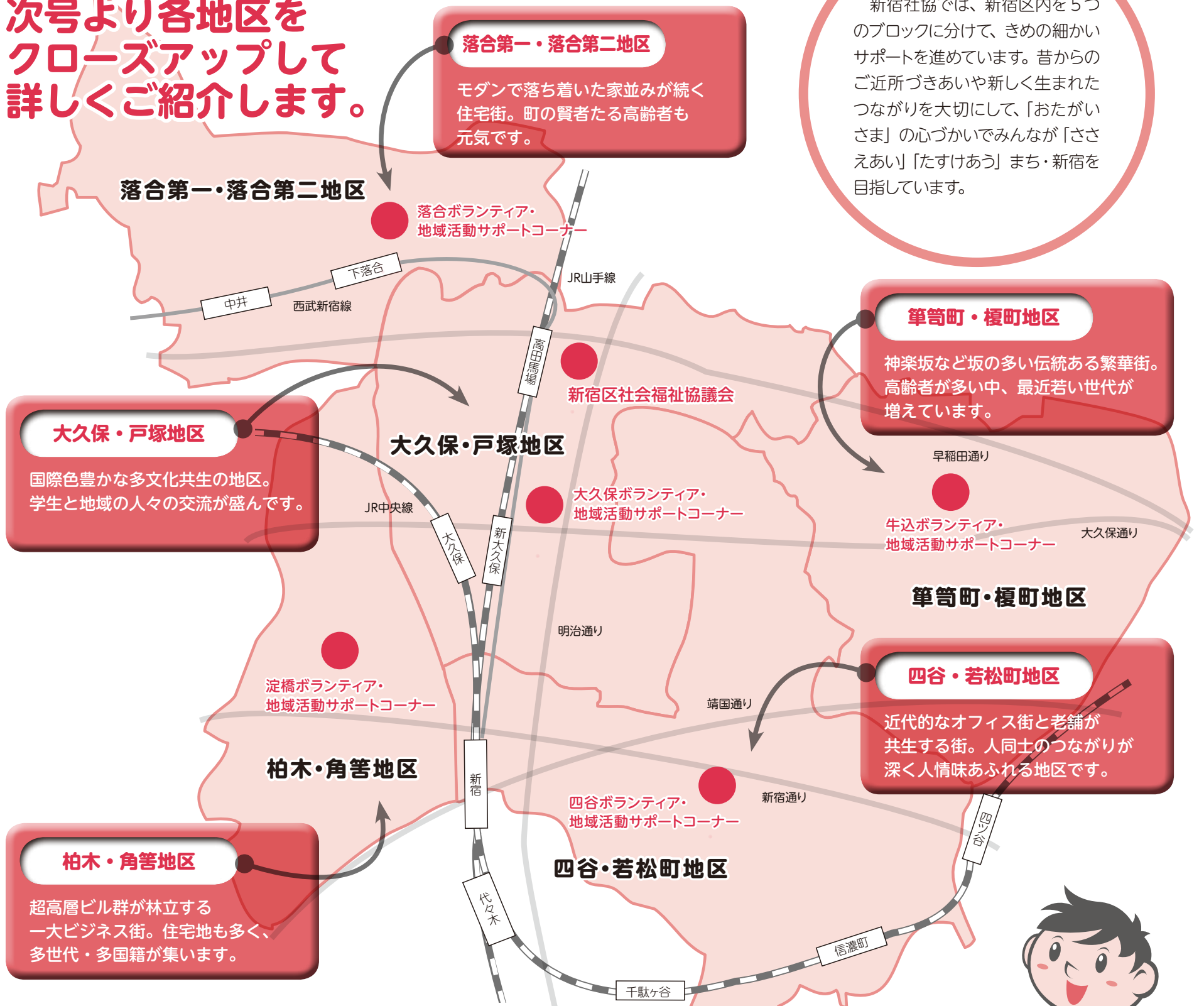
※第 7 回以降の開催については次号および新宿社協ホームページでお知らせします。

# 大きな新宿を5つに分けて「ささえあい」を支援 ご近所や町内のつながりと地域性を大切にする 「小地域展開」をすすめています！

次号より各地区を  
クローズアップして  
詳しくご紹介します。

## 小地域展開とは

新宿社協では、新宿区内を5つのブロックに分けて、きめの細かいサポートを進めています。昔からのご近所づきあいや新しく生まれたつながりを大切にして、「おたがいさま」の心づかいでみんなが「ささえあい」「たすけあう」まち・新宿を目指しています。



## 「お互いさまのご近所づくり」も各地区ごとに展開しています。

### 暮らしのサポート事業

「どうしたらいいの?」「何をしてくれるの…?」

子どもからお年寄りまで障害のある方もない方も、地域で暮らす皆さまのさまざまな困りごとが改善・解決につながるように、地区担当の職員が地域の皆さまと一緒に暮らしを支援します。

#### ①まずは地区担当者にご相談ください！

何か困った時には、どなたでもご相談ください！あなたのお住まいの地区担当者がお困りごとなどのお話をうかがいながら、どのような支援を望まれているのかを、まず、お聞きします。



最近掃除をしたり、電球の交換なども思うようにいなくて…。実は一人で生活しているんだけど近所に知り合いもいなくて…。

#### ②オーダーメイドでサポートします！

お話をおうかがいした上で、その人らしい暮らしが継続できるように、サポート内容を調整いたします。相談内容や状況によって、有償や無償のサポート活動など、オーダーメイドでコーディネートを行っていきます。また、新宿区の公的なサービスや、地域の民間団体・ボランティアグループなどのサービス・地域活動も含めて調整します。

たとえばこんな活動が



### ちょこっと困りごと援助サービス

75歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方の日常生活でのちょっとした困りごと（30分以内で解決できること）を地域の方がサポートします。



### ファミリーサポート事業

子育ての支援を必要としている方々を地域の方がサポートします。

# あなた自身を、親御さんを、そして障害のある方を守る

## 「成年後見制度」

このようなことでお困りなら…。  
新宿区成年後見センターまで  
お気軽にご相談ください!!

判断能力が十分でない方の意思を尊重し、その人らしい生活の実現ため、生活面や金銭面の支援をする制度として、せいねんこうけんせいど成年後見制度とちいきふくしけんりようごじぎょう地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）があります。

当センターでは、法律的に支援する人（成年後見人等）を選任する成年後見制度や日常生活を支援する地域福祉権利擁護事業の利用についての相談をお受けしています。また、制度についてよりご理解いただくため、右記の講座を開催します。

※社会福祉協議会は、新宿区から成年後見制度推進機関『新宿区成年後見センター』の運営を受託しています。

### お気軽にご相談ください

【受付時間】 月～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時

【専門家による相談】

月曜日：司法書士 水曜日：弁護士 金曜日：社会福祉士  
全て午後 1 時～ 4 時 予約優先 無料 秘密厳守

【相談内容】

★制度の説明 ★後見申立の手続き（申立書類の配布も）  
★後見活動の相談 ★相続・遺言 など

#### 【講座等のお申込方法】

電話・FAX・E メール・はがきのいずれかで、氏名・年齢・住所・電話番号を明記の上、新宿区成年後見センターまでお申込ください。（先着順）

【新宿区成年後見センター（新宿社協内）】

TEL 03-5273-4522 FAX 03-5273-3082  
E メール :skc@shinjuku-shakyo.jp  
住所は 4 面をご参照ください。

最近物忘れしがち。  
これからも自分らしく、  
ずっと新宿で  
暮らしていきたい

将来、自分の判断能力  
が低下した時、  
障害のある子どもの  
生活が気がかり。  
今から準備できることは…。

認知症が進行している  
ひとり暮らしの母親が  
心配。預貯金の管理や  
消費被害にあって  
いないか…。

### 「成年後見制度」がよくわかる講座を開催します

|      |                       |                                               |                                                    |
|------|-----------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 新宿西部 | 成年後見入門講座              | 6月2日(木)<br>午後2時～4時                            | 内容<br>◆成年後見制度の説明<br>～法定後見制度を中心に～                   |
|      |                       |                                               | 会場<br>社会福祉協議会<br>地下会議室A                            |
| 新宿西部 | 成年後見申立講座              | 6月11日(土)<br>午後2時～4時                           | 内容<br>◆法定後見申立の流れ<br>◆書類作成のポイント                     |
|      |                       |                                               | 会場<br>社会福祉協議会<br>地下会議室A                            |
| 新宿東部 | 初めてでも納得！<br>成年後見入門の講座 | ①7月6日(水)<br>②8月6日(土)<br>午後2時～4時<br>※①②は同じ内容   | 内容<br>◆成年後見制度の説明<br>～成年後見制度・遺言・<br>相続について～         |
|      |                       |                                               | 会場<br>①四谷地域センター<br>集会室 2・3<br>②若松地域センター<br>集会室 A・B |
| 新宿東部 | 初めてでも納得！<br>成年後見申立の講座 | ①7月19日(火)<br>②8月20日(土)<br>午後2時～4時<br>※①②は同じ内容 | 内容<br>◆法定後見申立の流れ・手続き<br>◆書類作成のポイント                 |
|      |                       |                                               | 会場<br>①四谷地域センター<br>集会室 2・3<br>②若松地域センター<br>集会室 A・B |

【講師】 公益社団法人成年後見センター・  
リーガルサポート東京支部会員（司法書士）

【対象】 新宿区在住・在勤・在学の方 【参加費】 無料

## 平成 23 年度 事業計画 [新規事業・拡充する事業のみ]

### 介護支援 ボランティア・ポイント事業

4 月より区内で活動する 18 歳以上の方も参加できるようになりました。ボランティア活動を通じて地域でいきいきと暮らせるように応援します。

【事業内容】

- ①区内高齢者施設でのボランティア（身体介護は除く。配膳、話し相手、一芸披露など）
- ②ちょこっと困りごと援助サービス事業（電球交換等 30 分以内の日常生活支援）
- ③地域見守り協力員事業（高齢者宅への訪問見守り）
- ④ぬくもりだより訪問配布事業（高齢者宅へ情報紙を配布して行なう安否確認）

★活動に応じて貯まったポイントを翌年換金できます。

※年間 50 ポイント（＝ 5,000 円）上限。

問合せ先

地域活動支援課  
03-5273-9191

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾費用と受験料を無利子で貸付ます。高校、大学に入学した場合は返済免除となります。

【対象】 中学 3 年生、高校 3 年生

※貸付には所得等、一定の条件や必要書類がありますので、下記までご相談ください。

問合せ先

受験生チャレンジ支援貸付事業担当  
03-5292-3250

介護支援ボランティア・  
ポイント事業講習会を  
開催します  
詳しくは 4 面をご覧ください

ぜひご参加  
ください

### ファミリーサポート事業 （病児・病後児預かり）

児童が病気のとときあるいは病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに、保護者が病気の児童を医療機関に受診させ、医師の診断のうえ預かります。

ただし、医療機関で受診していない児童の援助活動はできません。（診断を受けていてもお預かりできない場合もあります。）

【児童の対象】

新宿区に在住する 1 歳以上小学校 6 年生までの登録している児童

【利用時間及び料金】

- 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
- 1 時間につき 1,000 円

問合せ先

新宿区ファミリー・サポート・センター  
03-5273-3545

※上記の事業はいずれも新宿区から委託を受けて実施しております。

